

会 議 録

会議の名称	平成25年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	平成25年7月19日（金） 午後6時00分～午後7時21分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 平成24年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について 7 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成25年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成25年7月18日(木) 午後6時00分～午後7時21分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①災害時要援護者支援業務 ②防犯カメラシステムの運用業務 ③児童館器
財借用承認業務 ④公的個人認証サービスに係る業務変更届 ⑤災害時要援
護者の援護業務変更届 ⑥講師任用業務変更届

(3) 諮問事項

諮問第 8号 小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センター防
犯カメラシステムについて

諮問第 9号 救急医療災害支援情報キット給付申請者リストについて

諮問第10号 小金井市災害時要援護者情報システムについて

諮問第11号 小金井市東児童館業務委託について

(4) その他

ア 平成24年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	遠 藤 圭 司	仮 野 忠 男
塩 川 洋 史	嶋 田 一 男	白 石 孝
多 田 岳 人	中 里 成 子	西 口 守
島 山 重 信	望 月 皓	

【市側】

河野総務部長

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

小俣地域福祉係主事

<保育課>

鈴木保育課長

内藤保育係主事

<自立生活支援課>

藤井障害福祉係長

岡本自立生活支援課副主査

<児童青少年課>

田中児童青少年係長

<市民課>

阿部市民課長

宮腰市民課主査

古田土市民係主事

<指導室>

河合指導室長

神田指導室長補佐

小磯教職員係長

佐藤教職員係主事

神山教職員係主事

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから、平成25年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席の御連絡を申し上げたいと存じます。本日、篠崎委員は都合によりまして御欠席との連絡を受けております。よろしく願いいたします。

それではまず、「平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にこの文書は皆様のお手元に届いているかとは存じますが、会議録の発言中、防犯上の観点から御発言された委員と担当課長の発言部分につきまして、調整が行われましたので、その部分の議事録の差し換えと、遠藤委員からの訂正箇所の資料を本日配付しておりますが、これら以外の訂正等がございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

それでは、本日、市長のほうは公務により欠席させていただいておりますので、申し訳ございません、私のほうで代理させていただきます。

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが3件、届出変更に関するものが5件となります。

続きまして諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく「救急医療災害支援情報キット給付申請者リストについて」、「小金井市災害時要援護者情報システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市東児童館業務委託について」の合計4件となっております。

細部につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

承りました。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたい

と存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始3件、変更5件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページは、その内訳で備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するもので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。届出番号09-132「公的個人認証サービス電子証明書発行・更新申請書」及び届出番号09-133「公的個人認証サービス電子証明書失効申請書」変更届出でございます。様式類集につきましては、4ページから5ページに様式を載せてございます。市民課の案件です。一括して説明させていただきます。

公的個人認証サービスに係る業務について、外国人住民の方に対しても電子証明書の発行が可能となったことから、それに伴い、各申請様式を変更するものがございます。個人情報の変更内容につきましては、保有届の6ページから7ページの別紙を御覧ください。前回御審議いただいた住民基本台帳関連と同様、外国人の方の通称とふりがなを追加してございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

住基ネット稼働後に公的個人認証サービスが、これまでは日本国籍の住民基本台帳登載者に対して始められていたと思うのですが、参考に、日本人を対象として、これまで大体何件ぐらい申請されているのか。

【市民課主査】

平成24年度3月末、日にちで言いますと25年3月31日現在の総発行件数は3万8,001件でございました。ただし、これは発行した後3年間しか有効期間がありませんので、その後更新手続をせずに失効となったり、あるいは、小金井市から転出されたりということにより失効となるケースもございまして、3月

31日現在、有効な電子証明の件数は1,783件でございます。

【白石委員】

はい、わかりました。

【会長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

5ページでございます。届出番号32-46「講師採用具内申」及び、届出番号32-51「講師カード」変更届出でございます。指導室の案件です。一括して説明させていただきます。

講師任用業務について、今まで紙ベースで行っておりましたが、業務の効率化を図るため、東京都の東京都教育庁人事給与システムによりオンライン処理することから、各様式について、電子入力の有無を有に変更届けするものでございます。個人情報の変更内容につきましては、本資料9ページの別紙を御覧ください。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

これは東京都教育委員会マターだと思っておりますが、東京都教育委員会管轄の全市町村一斉に開始ということですか。

【指導室長】

システムを導入していない市町村も幾つかありまして、そして現在は3市町村のみが入っていないという状況でございます。あとは全て入っていて、そして講師の対応をしているということでございます。

【白石委員】

人事管理の事務处理的には市町村によって多少温度差が生じているということですか。

【指導室長】

平成18年から本システムが始まりまして、市によってその導入が進められてきたところでございます。先ほど説明させていただきましたように、多摩地域であと3つの市がまだ導入していないということでございますから、本市におきましても事務の効率化を図りたいということで今回諮問させていただきました。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

諮問書の1ページです。諮問第8号「小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、保育課の案件です。2ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センターは平成25年10月より事業を開始するための準備を進めておりますが、この施設は多くの児童及び保護者等が利用することから万全の安全対策を講じる必要があり、犯罪を抑止する効果の高い防犯カメラシステムを設置することから、条例第11条第2項の規定により諮問するものでございます。個人情報については諮問の個人情報の内容を御覧下さい。恐れ入ります、保有届の3ページにお戻り下さい。届出番号15-51「小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センター防犯カメラシステム」になります。個人情報の内容につきましては映像になります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

前回の会議でも諮問がありましたが、防犯カメラシステムの運用業務「小金井市立けやき保育園及び小金井市児童発達支援センター」とありますが、小金井市には他に幼稚園、小学校、図書館いろいろありますが、今回、この2つの施設に絞って防犯カメラを設置するという理由に、万全の安全対策を講じる必要があるためとありますけれども、このことは、防犯カメラを設置すれば万全の安全対策になるということなのか、それともまだ他に理由があって万全の安全対策となっているのか。防犯カメラは、どういう事件とか事故を予測してこの2つの施設に設置することになったのかを説明していただきたい。

【望月委員】

関連してよろしいですか。

【会 長】

御一緒に承って、説明を求めたいと思います。

【望月委員】

防犯カメラシステムに関しましては、各課からいろいろこの施設をやりたいというような諮問がありました。今、畠山委員からも、2つの施設だけなのかというお話がありました。防犯カメラシステムについては、市として、設置する方針や基本的な考えをお持ちなのか。あるいは施設ごとに状況が違うからそれぞれに考えてくださいということなのか。今、畠山委員も言われたように、他の保育園等、いろいろあります。そういった方面については既に設置されているのか、それともそれはまだ考えていないのか、そういうこともあわせて説明して下さい。

【会 長】

ただいま畠山委員から、この防犯システムが安全の確保に資するとしておりますが、その安全が一体どういう内容を想定しているのかと。それから、望月委員は、今度はその具体の手续とかプロセスとか、そういうことを含めて、よりもう一つ具体化した、安全に対する市の考え方を説明いただきたいと。

【保育課長】

従前から公立保育園におきましては、以前の池田小学校の事件などを契機に不審者対策というのが強く求められているところです。御質問の答えとは前後してしまうのですが、公立の保育園につきましては、監視カメラ、防犯カメラが設置されているところはまだ1園もございません。今回「けやき保育園並びに児童発達支援センター」を新たに建設するに当たりまして、保護者の皆さんも含めた検討の中で、まずこの施設に防犯カメラをつけてセキュリティーを高めてほしいという要望が強くございました。職員、保護者を含めた検討の中で今回こういう形で設置させていただきました。

なお、万全といいますか、一定大きな効果としましては、撮影されているということによる抑止効果が大きく期待できると思います。また、今回、けやき保育園、児童発達支援センターにつきましては、電子錠の設置をして不審者の侵入を防ぐという形で万全の対策をとっていきたいというふうに考えてございます。

それから、市の方針というのは、私からは、全体のそういう防犯に対する方針についてはお答えしにくいところですが、公立の保育園におきましては、他の園からも要望が強いことから、順次設置のほうについては予算の範囲内で検討していきたいと現時点では考えてございます。

【望月委員】

大体のことはわかりましたが、それぞれの担当課が検討しなければいけないの

か、あるいは市のほうでこういう場合はこういうふうにやっていきたいとか、この施設については市としてそういうことを導入していく対象の施設であるとか、そういった市の考え方というのがまずあって、それからそれぞれの課が検討されるのがよろしいのではないかという気がするのですが。ちょっと個人情報からずれてしまうかもわかりませんが、市の基本的な考えというのがあるのかどうか、説明いただきたい。

【会 長】

望月委員が、さらにもう一つ掘り下げた当該テーマの御質問でございます。総務部長から御説明をお願いします。

【総務部長】

防犯カメラにつきましては、保育園の稼働日は、開園日のうち午前7時から午後7時の開園時間になっております。同じような方策をとっているのは、やはり事件を契機にして小中学校に設置をしているところです。あとは市民交流センターのほうにも、こちらで御審議いただきましたが、各会議室の活用等もカメラによって確認をする状況になっております。

全体の施設として必ず設置する、しない、というような方針はまだ決まってはいるところではございませんが、各施設の特有性とか利用状況に合わせて対応していくものと考えております。夜間等につきましては、遠方監視システムにより施設管理のほうに通報が来るようになっておりますので、そちらのほうの対応はできていると考えております。

【会 長】

御了解いただけましたでしょうか。

【望月委員】

はい。

【白石委員】

畠山委員の御質問と重なりますが、保育課長から一部御答弁いただいたのですが、けれども、事件の予防と事後の捜査であるとか犯人を特定することを分けて考える必要があると思っています。少なくとも有人監視、この場合でいうと12時間ですが、12時間モニターの前で常に有人監視をして即応態勢がとれるのであれば予防につながっていくと思います。しかし、このシステムの中身を見ると、むしろ記録して、何か事件が起こった、あるいは事故が起こった後にこれを使うということですから、厳密にいうと犯罪とか事故の予防とまで言い切るのは無理が

あると考えています。ですから、この諮問の1ページの収集を必要とする理由のところの「万全な安全対策を講じる」という表現であるとか、あるいは2ページの要綱案の第2条の(1)、「防犯カメラシステム、犯罪の予防を目的として設置する」という表現については、市として、これまでの交流センター等にも同じような文言が使われていると思いますが、少し厳密に見直しをされたほうがいいのかなど。そうじゃないと誤解を生じる。

設置の是非について今日はあえて私の考えは言いませんが、少なくともこれだと、カメラを設置すれば全部防げるのだという印象を市民であるとか、あるいは保護者であるとか、あるいは職員のほうに与えかねないです。必ずしも事故の発生を全部は防げないのです。それは世界のいろんな事例を見てもあきらかだから、そこは厳密に、公的な表現ですので、御検討いただければということで、市のほうに投げかけたいと思います。

【会長】

白石委員から、これまでのこの案件に関する安全をめぐる総論、各論のやりとりがございました。それを踏まえた上でもなおかつ防犯カメラ等による、機械中心によるモニタリングと申しますか、それが、先ほどの「万全な安全対策」という文言とひっかけて、機械がカバーし得るのは一体、情報の機械による取得なのか、あるいは人的配置を、有人システムを含めた監視・観察システムにとどまっているのか。「万全な安全対策を講じる」というのは、先ほどの大阪府の池田とか、この間の宝塚のような、落ちついた住宅街で起こった公共システムに対するさまざまな妨害事件を鑑みるに、やはり監視するというこの本質と限界並びに警察等を含めるそういう捜査や防犯、いわば犯罪にかかわる部分というのはやはり厳密には分けるべきではないかと。だから、我々は公的な表現をつくるのであれば、ささいな表現であっても慎重に、そのことを十分踏まえた上で易しい言葉で表現すべきではないかというのが、会長としても、白石委員の非常に根本に立ち返った御意見を聞いてあわせて感じた次第です。

それでは、このことにつきまして総括的に見解をお願いしたいと思います。

【保育課長】

貴重な御提言ありがとうございます。確かに捜査に関連する部分と予防という部分ということで、防犯カメラについて、予防の効果というのは薄いのではないかとというようなお話もあったかと思えます。確かに事務室のほうでモニターをしております、常に事務室の職員がおりますが、四六時中画面を注視しているわ

けではないというのは確かにおっしゃられるとおりで、そういう点につきましては、防犯カメラの大きな効能の一つとしまして、常に誰かが見ているというような部分で犯罪に対する抑止効果があるものと私どもは考えてございます。確かに24時間常に見ているわけではないので、見逃してしまう部分はあるかもしれませんが、そういった部分で一定の予防の効果はあるというふうに考えてございます。

また、万全の安全対策とありますが、この防犯カメラをもって全て万全というふうに我々考えているわけではございません。先ほども触れましたが、電子錠による不審者の侵入の抑止でありますとか、事務の仕事を行いながらとなってしまうのですが、事務室できちんと監視をする体制をとって、そういった流れの中で一定の安全対策を図っていきたいという趣旨でございますので、そういった観点で御理解いただきたいと思っております。

【白石委員】

抑止力が一定あることは事実ですが、それでも日本の国内にこれだけ今各地に公的な場所、あるいは私有地、店舗、色々なところに防犯カメラがあっても犯罪は毎日起こっています。ですから、そこは過信してはいけないということを申し上げたいのです。犯罪が起これないということは無理です。だから、そこはちゃんとそういうふうに分けて、事務的な答弁ではなくて、設置することの必要性というのは一定あるとは思いますが、そこはシビアに見ていただかないと、もし何かあったときに、カメラを設置していたから問題はありませんでしたなんていうふうになってしまいかねないです。そういうことを申し上げたのです。

【会長】

旧来であれば、この万全の安全対策というような文言は、これはこれとして、包括的な、期待も含めて書かれておるといようなことで、コメントがつくこともなく審議というのは行われていたのであろうけれども、現在のこの厳しい国際化した社会がコミュニティーでも多元的な、多様化した社会に本質が移っておりますので、万全という強い表現を公的に使うときには、やはりどこかに抑えを入れて文言の表現を工夫されるという、そういう努力を会長としても、白石委員の意見について申し上げますならば期待したいと思います。

それでは、先ほどからお待ちの仮野委員から。

【仮野委員】

今日の議論はとてもいいなと思いながら聞いていました。特に畠山委員や望月

委員、それから白石委員の問題提起もよかったと思います。確かにこの審議会に出ていると、時々散発的に防犯カメラをという話が出てきます。それはどういうつけ方をするのか、どこまで見るのかということが議論されて、我々は、まあやむを得ないとして認めてきたわけです。一方で、今答弁された方が、事務室にモニター画面があるが、始終見ているわけではないと言われましたが、それだとほとんどつけた意味はないのではと思いながら聞きました。もし万全を期すというのであれば、しっかり見ないと意味はないのではないですか。そういう心構えでいかないと、何かつけただけということになってしまうのではないかという気がしました。

それから、特に望月委員が質問されたことですが、市として、町中全て防犯カメラにしてでも防犯を完璧に期するのだという、グランドデザインを持っているのかという意味で聞いたのだと思います。

簡単に言うと、イギリスのロンドンのような町にするのかと。正確な数字は忘れましたが、ロンドン市民は1日200回ぐらいどこかのカメラに写っているらしいです。それほど監視カメラ、防犯カメラが増えているわけです。でも、ロンドンで全ての犯罪が抑止されたかというとは必ずしもそうではなくて、テロ等さまざまな事件が起きる。ただし、事件が起きた後の捜査には相当有力である。それは日本国内でも、あるいはアメリカのこの前のボストンマラソンのときも証明されている。

問題は、我々の個人情報の保護という観点から考えてみると、今度のケースでは、保護者の要請があったので、設置したという説明がありましたけれども、そこは市全体として、防犯カメラはどんどん設置していくのだという方針を今の市長さんが持っているかどうかも含めて、それを一回市全体で議論したほうがいいのではないかという感じがしました。それは、設置したから抑止になるという意見もありますが、設置しても、犯罪を起こそうとする者は大抵ここにカメラがあることは知っていて、それを避けるわけですから。その辺は、設置すればいいということではないですし、逆にどんどん設置して完全な監視自治体にすると小金井市が宣言するならそれはそれで一つの意見だろうということを考えながら皆さんの話を聞いていました。だから、市としての取り組みを全体で一回議論しておく必要があるのではないかと思います。これは意見です。

【会 長】

仮野委員から大変詳細に、カメラで、いわば広い意味で市民の活動を監視する

というのほどこまで本市は徹底してやるのか。部分的に問題が起こったところに極限してやるのか、市全体のやはりデザインフィロソフィーが必要なんじゃないかと。それをどうお考えになっておられるかお尋ねしたいということだと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

【総務部長】

市内の各街区というか町に設置するという考えは持ってございません。南口につきましては、商店街の方々のほうで設置をさせていただいているものもございませけれども、特に市が主体となって各商店とか町のストリートに置いていくということは考えておりません。

あとは、過日火災があった文化財センターであるとか、先ほど申し上げました市民交流センターであるとか小中学校であるとかというのは、やはりいろいろな背景や事情もございまして設置している経過でございしますが、設置をしたことによる一定の抑止効果という点にとどまる、御指摘もいただいておりますとおりに、そういうところはあるのかなとは思ってございます。今後、全ての施設に設置していくかというところ、やはり必要性に応じるところで、判断というものも入っていくかと考えております。

【会 長】

仮野委員、いかがでございましょうか。

【仮野委員】

問題提起ですから、受けとめていただければ結構です。

ただ、1点、先ほどの答弁に対してお願いがあります。たまにモニター画面を見るのではなくて、しっかり見ながら、犯罪の兆候やサインがあれば、それを防ぐために使ってほしいです。始終見ているわけじゃないという言い方はやめてほしい。せっかく設置するのだから見てほしい。

【会 長】

それでは、仮野委員からの追加の御意見があったということで、これは事務局から対応までもなく、記録に残しておいていただきたいということでございます。

それでは、引き続き多田委員から御発言をお願いします。

【多田委員】

前回の5月23日のときの文化財センターのときもそうですし、今回のこの保育園の場合も保存期間7日間ということですが、この7日間の算出根拠はどこにあるのかということと、第9条第6項の記録媒体を破棄する場合には破砕等は、

レコーダーのような機械を完全に物理的に粉々にするということを意味しているのか、あと、記録装置1台と表示装置2台があるのですが、この記録装置と表示装置というのはどういったものを指すのか説明して下さい。

【保育課長】

まず、7日間の根拠ですが、先ほどからお話が何回か出ている文化財センターであるとか、あるいは市民交流センターの例を参考にして7日間と設定をさせていただきました。

第9条第6項の記録媒体を破棄する場合の破砕等ですが、ハードディスクなどを再生できないような形で壊すということを想定してございます。

それからあと、記録媒体の破砕の部分で、捜査に関連して、CDRであるとかUSBとか、また別に記録媒体で保管した場合も同様に、それについては破砕処理をするということです。

それから、表示装置につきましては、モニター、画面ですね。テレビの画面みたいなものをイメージしていただければと思います。

それから、記録装置につきましては、ハードディスクレコーダーということで、1台設置するというところでございます。

【会長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の6ページ、諮問第9号「救急医療災害支援情報キット給付申請者リストについて」。地域福祉課の案件です。事業の概要につきましては、恐れ入りますが、保有届の10ページから11ページのパンフレットをあわせて御覧いただきたいと思います。在宅の高齢者、障害者等に対し、救急及び災害時に必要となる医療情報等を保管する救急医療災害支援情報キットを無料で給付することにより、高齢者、障害者等が救急及び災害時において適切な医療、支援を受けられる環境を整備し、福祉の増進を図ることを目的として、申請者への対応や事務処理の効率化を図るため申請者リストをシステム化したいことから、条例第14条の規定により諮問するものでございます。個人情報の内容は、諮問の個人情報の記録項目になります。恐れ入りますが、保有届の3ページにお戻り下さい。届出番号17-548「小金井市救急医療災害支援情報キット給付申請書（救

急医療災害支援情報キット給付申請者リスト)」、様式類集につきましては1ページになっております。個人情報の内容の詳細につきましては、届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【中里委員】

これは市からキットを配付された該当者が適用されて利用するのでしょうか。それとも個人が申請して行うのでしょうか。情報の更新というものがとても大事になるかと思うのです。初めの状態はこういう病状、体調でしたけれども今はこうですというようなものの更新作業などはどのような形で行っていくのか、説明して下さい。

【生活福祉係主事】

まず、見ていただきたいと思います。このプラスチックの容器です。この容器の中に、その方の主治医さんとか、かかりつけのお医者さんとか、服薬の状況とか、あるいは万が一のときに気をつけてほしいこと、例えばペースメーカーを入れているとかインシュリンを打っていらっしゃるとか、そういった情報を書いていただくシートとこの筒、そのほかにもシールなんかもあるのですが、これらを給付させていただくのですが、個人情報の届出は、あくまでもこれは申請をしていただく申請書だけでございます。これ本体の情報は市には来ません。家に置いておいていただくだけです。万が一のときには第三者がそれを見てその方を適切に支援ができるようにする。平時から情報を第三者に渡すことはやっぱり御本人様もなかなか心配がありますから、万が一のときにだけ使っていただくという形で家に備えおいていただくものでございます。ですから、情報の更新といいますと、御本人様が、例えば主治医が変わった場合などに書きかえていただいて、それはまた入れておいていただく、そういう形になります。

これにつきましては、6,000人ぐらいの方がその対象の方ですけれども、その方たちに、今ちょうど最後の作業をしているのですが、申請書、それから制度の案内のパンフレットなどをお送りさせていただいて、御本人の御判断で、自分が必要だと思った方については御申請をいただく。市内に10カ所ほど申請窓口を設けてございますので、そちらで申請いただければ申請書と引きかえにお渡しをするというふうな形になります。

【中里委員】

了解しました。

【嶋田委員】

今の質問と少し関連はしているのですけれども、本人から申請があったものというので、この収集の方法は本人とありますが、この記載でよろしいのでしょうか。本人以外を入れておかないで大丈夫なのでしょうか。

【生活福祉係主事】

申請書についてですので、あくまでも私どもも、病状とか何かは一切うちには来ませんので、ただ、申請をしていただいたかどうかだけを届出をさせていただきます。ですから本人からの申請です。もちろん代理人が申請することもありますけれども、本人が応じていただくと、サインをしたり捺印をしたりして下さったものが参りますので、本人収集ということになります。

【嶋田委員】

わかりました。

【会 長】

他にございますか。

【白石委員】

個人情報保護審議会の趣旨から少し外れてしまうのですが、なかなか面白いのでお伺いしたいです。これを冷蔵庫に入れる意味というのは、他だと、どこに行ってしまうかわからないと。昔だったら仏壇になるけれど、今仏壇のある家ばかりじゃないと。冷蔵庫なら大体あるでしょうと。それで冷蔵庫なのですか。

【生活福祉係主事】

おっしゃるとおりです。もう一つは、冷蔵庫が一番丈夫だということもあります。もし何かあったときにそこから取り出せるのは、上から重なっても丈夫であるということがあります。これらは、小金井市は後発でございまして、近隣では武蔵野と小金井がやっていないのですけれども、そのほか、府中、調布、国分寺、小平、西東京、全部やっけていまして、それは冷蔵庫に入れます。消防署ともそういうことを連携でやっているのです。消防署も警察もこういうものが冷蔵庫に入っていることはみんな認識をしていただいている、お互いの共通の認識の中で支援をしていこうと。

【会 長】

会長の個人的な体験では、今回の3・11の大地震におきまして冷蔵庫は車がついているためにマンションのコンクリートの壁面に何度も衝突して、そこにへ

こみができるほどでした。冷蔵庫のすき間を何かほかの素材で詰め合わせをしているとか、地震の支えをつけていれば別だったと思うのですが、今回のような3・11大震災では冷蔵庫も激しく動き得るといふ生々しい体験をしておりますので、ぜひそのことも頭にあったほうがいいかなとは思いますが、東京都下の他市におきましても、あるいは他区におきましても、類いの、消防署も勧めるがごとく、やはり冷蔵庫というのが一番、何か小さなもので貴重なもので、誰もがはっと気づく家庭内のアプライアンスというやはり冷蔵庫ということになるのかなど。痛い体験しておりますけれども、あえて感心した次第でございます。

【仮野委員】

島根県の出雲市が、全てのお年寄りを対象に、今の住民基本台帳カードのようなもので、医療情報が入ったカードを作っているのですが、有効に使われていまずかと市長にお聞したら、いや、それがだめだと言うのです。どうしてですかと聞いたところ、本来、外出する時に携帯しておいて、途中で倒れたりした時に、医療カードを見れば、既往症もわかるし、どういう薬が処方されているという情報がのっているのですが持っていない。どこにあるのか探したら神棚に置いてある。これは神棚に置いたらだめなのです。このキットもそれだけ丈夫なものだとすると、お年寄りには預金通帳や現金や実印を入れそうですね。

【生活福祉係主事】

そういう心配がございます。それで、パンフレットにも御注意というかお願いとして、現金とか預金通帳、実印などは絶対入れないでくださいということを書かせていただきまして、また、パンフレット以外でも、保管の仕方というちょっとした紙をつけさせていただくので、そこにも同じようなことで注意、お願いをしております。どうしてもお年寄りの方たち、ついつい入れてしまうような傾向があるみたいなので、そうした事例もよその市では聞いておりますので、差し上げる時にもまたお願いをしていきたいというふうに思います。

【会 長】

他にございますか。

【嶋田委員】

この様式集の1ページのところの申請事由ですけれども、1から8までありますが、これで漏れたりして、もらいたいけどもらえないとか、そういう検討はされてこの項目にされたのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

【生活福祉係主事】

8番のところがそれに当たるかというふうに思います。1から7までに準ずる方であれば差し上げますというような書き方ですが、これは割かし邪魔なのです。邪魔と言ったら変ですけれども、冷蔵庫の中にこれを入れるとなると、ちょっと想像していただくと、ペットボトルよりも大きいです。だから、必要な方というのはそういうふうに思って申請をされてくると思っています。ですから、この1から7まで以外の方でも、やっぱり私は心配だし、薬を飲んでいるから必要だということであれば、それは差し上げたいというふうに思っています。

【嶋田委員】

以上に準ずる状態にあるという文言が今のとはちょっと矛盾しませんか。

【生活福祉係主事】

書きようとしてはこの書き方が最大限であります。実際には非常に柔軟な対応はさせていただくということで考えていますし、今のような御質問があったときにはそのようにお答えをさせていただいています。ただ、プラスチック容器でございまして、やっぱりそれなりに人によっては活用されるものだというふうに思っていますので、御本人が活用したいということであれば、それはお手伝いをしたいというふうに思っています。

【嶋田委員】

そうだとすれば、もう一言、欲しい方には差し上げますぐらい書いたほうが、何かすごく支援をされている、温かい心が伝わるような気がするのですけれども、いかがですか。

【生活福祉係主事】

どなたに対してもとなると、この上の条件はなくなってしまうわけなので、やはり一定の条件は条件としてつけさせていただきます。これに限ってはそういうことはないと思いますが、本当に必要でないような方たちもお求めになれるようなことも中にはないわけではないようございまして、そういう意味では、決まり文句みたいなものではございます。ただ、私たちの気持ちは今申し上げましたようなことございまして、それは、実際にこれをやらせていただく中で利用者の皆さんに通じるようにやっていきたいと思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

【嶋田委員】

わかりました。

【西口委員】

逆に、今の様式集の1ページの1から7に準ずる状態であって、キットの給付を希望しない、または知らない者で市長が認める者というのはだめなのですか。つまり、このキットが必要な人たちというのは判断能力がある人たちばかりではないわけです。判断能力がない人で、そういう人こそ実はこういうキットが必要であって、これから援護のカードも問題になってくるのだと思うのですけれども、個人情報のバランスというのを考えるときには、この方々へどうフォローしていくのかというのをお聞きしたいです。判断能力が乏しい方に。

【生活福祉係主事】

全てを私どもが調べるにはとても手が足りないと思っております。今ケアマネジャーさんにはこの事業の取り組みについて御協力をお願いしております。ケアマネジャーさん、35件ぐらいお持ちでございまして、1カ月に1度は御訪問してくださいますけれども、ケアマネジャーさんが気になる方についてはぜひ勧めてくださいと。あるいはケアマネジャーさんが代理申請をしてくださって、ケアマネジャーさんたちに渡してケアマネジャーさんが御本人様にお届けする。もちろん民生委員さんも同じような形で取り組みをさせていただきます。そのほかにも、私どもに御近所の方からでも情報があれば、私どものほうからお伺いして、お使いいただくような、あるいは書くことについてもお手伝いをするとかというふうにしていきたいと思っております。これは市だけではとてもできないものでございますので、地域の皆様の御協力をいただきながら、そういった、御自分でなかなか気持ちが出せない方たちについての御支援をしていきたいと思っております。

【西口委員】

わかりました。ありがとうございました。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書7ページでございます。諮問第10号「小金井市災害時要援護者情報システムについて」、同じく地域福祉課の案件です。次ページの8ページに資料をおつけてしておりますので御覧下さい。

市では、地震等の災害に備えて、要介護認定や障害者手帳の等級などが一定の範囲の方々の情報を災害時要援護者名簿として整備しておりますが、災害対策基

本法の改正があり、現在名簿に未記録の生年月日を追加するとともに、関係機関ごとに災害時要援護者を抽出することを想定して、民生委員に關係する災害時要援護申請者（申請状況）、高齢者自立支援ネットワーク登録者（ネット登録）、地域包括支援センターに關係する包括地区、自主防災組織に關係する地区の自治会名を追加したいことから、条例第14条の規定により諮問するものでございます。個人情報の内容は、諮問の個人情報の記録項目の12から17が追加項目になります。

恐れ入ります、保有届にお戻りいただいて、4ページでございます。届出番号17-544「小金井市災害時要援護者情報システム」、様式類集につきましては6ページになります。個人情報の変更内容につきましては、保有届の8ページの別紙を御覧下さい。網かけした部分を追加するものでございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【遠藤委員】

情報の提供先との間での何か取り決めというか、情報提供するに当たっての何か取り決めはされているのでしょうか。と申しますのも、消防や警察とか社協といった団体。民生委員、自主防災組織その他の関係者と3ページにあるのですが。個人と機関というか団体はまた違うと思うので、そこら辺の違いがあれば教えていただきたい。

【生活福祉係主事】

今回、災害対策基本法の改正がございました。その中では、災害時要援護者名簿、私たちが作った名簿については、市町村は必ず作るという義務化が規定をされました。そのためには、名簿を作るための情報については市の機関内での目的外利用も認めるというふうに法律にも書かれているところでございます。一方では、その情報が有効に使われるということがやっぱり大切なことでございますので、名簿情報については、原則として御本人の同意を得て、今、遠藤委員が例を挙げていただきました民生委員、警察、消防、それから自主防災組織等の地域組織などに提供することもできるというふうに規定をされてございます。さらに言いますと、万が一災害が起こる、あるいは起こることがわかった時点では、本人の同意を得なくても支援の関係機関に名簿を提供することもいいと法律が変わりました。

今は平時でございます。平時でございますので、私どもが、この、本審議会の

御承認をいただきまして、消防、警察、民生委員への名簿の提供はさせていただいてございます。ただ、自治会、自主防災会に御提供申し上げるについては、今2地区のモデル地区をやってございますが、これは本人の同意、私ども市が名簿に登載されているその地区の方に、自治会あるいは自主防災会にあなた様の情報を提供してよろしいでしょうかということを伺って同意を得られた方のみ提供するようにしています。これは今後も変わりません。そういう点では、新しい法律の精神にのっとりた形で今も運用しているというふうに思っておりますし、これからも法律にのっとりた形でやっていきたいと思っています。

【会 長】

御了解いただけましたでしょうか。

【遠藤委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

【中里委員】

関連ですが、この要援護者の人数はどのぐらいですか。そして、オープンにすることを了承されない方はその中の何分の1ぐらいあるものですか。

【生活福祉係主事】

まず、私どもは、市内にいらっしゃいます一定の範囲の方たちの情報を市の情報で全部集めました。大体5,000人ぐらいです。この5,000人の方たちにつきまして民生委員さんに名簿を持っていただきまして、民生委員さんは今度戸別訪問をさせていただきます。そこでは、万が一のときに支援が必要でしょうかというのを伺います。そこで支援が必要であるという方は要援護者の申請をさせていただきますのですが、その方は今3,000人ぐらいです。でも、この3,000人の方の情報についても民生委員と市でしか持っていません。

それで、この3,000人の方について地域で自分たちが万が一のときの支援組織をつくる、支援のシステムをつくるというときには、そのお手伝いとして、地域の申請者の方たちに私どもから、地域でいろいろと活動をするので、あなた様の情報を地域にお渡ししていいかどうかということ聞いて、同意が得られた人だけ渡すようにしています。まだモデル地区は2地区なので、今年まだあと二、三地区できると思うのですけれども、そういう形で進めさせていただいています。

【仮野委員】

残りの2,000人への対応はどうするのですか。

【生活福祉係主事】

今度の法律にも書かれたのですけれども、市はまず一定の範囲の方たちの情報を入れた名簿をつくりなさいと。かつその中で万が一のときに最も不自由するような方たちを、要配慮者という言い方をしますが、その方たちの名簿もまたつくりなさいと。要配慮者の方たちをまず何かあったときは一番先に安否確認なり何なりしなさいと。大きい名簿、つまりうちの場合は5,000人の方たちも優先順位がつくわけですけれども、順繰りに安否確認をして、できる限り全員の安否を確認しろということですから、私たちは、名簿に入った5,000人の方たちについても、時間は少しかかりますけれども、安否確認をする対象として見えています。

【仮野委員】

その中に、私は絶対に嫌だという、拒否している人はいるのですか。

【生活福祉係主事】

拒否をしているという方は、今、具体的にはありません。ただ、例えば救急医療の場合にもございますけれども、輸血はしたくないという方もいらっしゃいます。そういう方たちを含めてこれからどういうふうな形になるか。私たちが、言葉は選ばずに申し上げますと、命のためならやっちゃうぞというふうにできるのかどうかというのは大きな課題だと思っています。ですから、その辺の折り合いをどうつけるかは現場でやっていくのかなとは思っているのですけれども、それは大きな課題として私たち抱えている問題です。

【会 長】

よろしいですか。

【仮野委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

【西口委員】

これは介護度とか身体障害、愛の手帳ってありますよね。これは介護度とか身体障害手帳を持っている、愛の手帳を持っているという方々全てリストに入るといいますか。

【生活福祉係主事】

これは国のガイドラインがありまして、介護度の3以上の方、それから、愛の

手帳の1・2度、身体障害者手帳の1・2級の方となっております。それだけでは、それから外れた方たちにもそれぞれ事情がございますから、先ほどのキットではございませんけれども、御希望されて、やはり必要だと思われる方については名簿に入れさせていただくということもしています。

【会 長】

よろしいですか。

【西口委員】

はい。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

諮問書9ページです。諮問第11号「小金井市東児童館業務委託について」でございます。児童青少年課の案件です。10ページから資料をおつけしておりますので御覧下さい。平成24年度第1回の当審議会において、小金井市東児童館業務委託について御承認いただいておりますが、委託処理する個人情報について今回追加する項目があることから、条例第27条の規定により諮問するものがございます。追加する個人情報の項目は、小金井市児童館器財借用承認申請書等に関連した氏名ほかになります。

恐れ入ります、保有届にお戻りいただいて、3ページ、届出番号16-52「小金井市児童館器財借用承認申請書／小金井市児童館器財借用承認・不承認通知」になります。様式類集につきましては2ページ、3ページを御覧下さい。個人情報の内容の詳細につきましては、届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

市の児童館で業務の委託をしているところは、この東児童館以外にあと何か所あるのでしょうか。

【児童青少年係長】

市内に4館児童館がございます、委託しているのは東児童館1館だけになります。

【畠山委員】

要するにこれは民間委託ということですよ。

【児童青少年係長】

業務内容の委託という、民間委託と言えば民間委託なのですが、NPO法人に業務を委託している形になっております。

【畠山委員】

民営化とはまた違うのですか。

【児童青少年係長】

民営化とは違う形で、こちらのほうで仕様書のほうをお渡ししまして、その仕様内容に従って館の運営業務のほうをさせていただいている形になります。

【畠山委員】

わかりました。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、本日の諮問事項、関連する届出状況の報告の関連事項を含めまして全ての議案について承認とさせていただきます。

次に、本日のその他の案件に移らせていただきます。まず、「平成24年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」をお願いしますが、併せまして、「審議会委員の任期満了について」を審議させていただきます。

それでは、総務課長からその案件をまとめて御説明願います。

【総務課長】

まず「平成24年度情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況について」でございまして、こちらは6月の市議会定例会のほうに報告させていただいた案件でございまして、本日お手元に資料としてお配りさせていただいたものです。

簡単に御説明させていただきますと、まず1ページから15ページに情報公開条例の運用状況について、多岐にわたっておりますが載っております、今回、市政を反映する請求が目立っております、24年度でいえば、全庁に係する損害保険証券の請求に対して20件の決定を出しております。また、施設の空調設備の請求に対して10件の決定、施設使用料減免の請求に対して19件の決定を出しているところでございます。

次に、請求件数の多い課につきましては、管財課が14件、生涯学習課が7件、

地域福祉課が6件というようなことになっております。

それから、16ページから19ページでございますが、個人情報の保護条例の運用状況については、1の個人情報の保有等の届出、2の個人情報の目的外利用または、外部提供の状況については、本審議会で報告させていただいている内容になっております。また、自己情報の開示等の請求の詳細は18ページを御覧いただきたいと思っております。平成24年度は、住民票、戸籍、印鑑登録証明申請書等の交付申請書の写しの9件、消費生活相談記録の1件になっております。

20ページが情報公開・個人情報保護審査会の状況につきまして報告させていただいております。平成23年度末の生活保護に関する個人情報の不服申し立ての2件について審査を行いました。開催状況については、5回開催しております。答申については、25ページ以降のとおり、一部開示決定については非開示部分をさらに開示する答申がされており、訂正・削除決定については、訂正に対する不服申し立てに対して、訂正をするための根拠づける資料が提出されておらず、また、事実と反する記録とは言えないことから請求を棄却する答申がされております。

それから、21ページから24ページが本審議会の運営状況についてですので、割愛させていただきまして、こちらについては、今全部御覧になるわけにはいかないと思っておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。運用状況については以上でございます。

それから、本日で本審議会については最後ということになります。というのも、9月いっぱいまで本審議会の委員の任期が終了という形になります。委員の皆様におかれましてはこの2年間非常に精力的に御審議いただき、ほんとうにこの場をかりて感謝を申し上げたいと思っております。ほんとうにどうもありがとうございました。

【会 長】

ただいま総務課長から平成24年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況についての別添資料に基づく説明が詳細に行われました。かつ、最後に報告がありましたように、本審議会委員の任期満了についての説明が行われ、本日の審議会をもちましてこの審議会を終了とさせていただきます。次回はまた新しい審議会委員組織でもって継続がなされるものと、確信いたします。会長といたしましても、毎回、夕刻の大変皆様お仕事等で貴重なお時間を、しかも夜おそくまで、本市の市民のため、明日の小金井市のまちづくりのために御熱心に慎重審議

をしていただきまして、会長といたしましてもまことにありがたく、感謝申し上げます。

最後に、また新しい委員会構成での日程についてですが、会議室の関係で、事務局案では来たる10月24日木曜日となっております。先ほどの任期満了に伴う件がございますけれども、それでよろしいでしょうかということをご諮りいたします。もし御承認いただければ、次回は10月24日木曜日午後6時から当801会議室にて開催をしたいと、そのように予定しております。何とぞよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の審議会の全ての審議を終了いたし、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —